

「山形南高校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

本校は、昭和16年の創立以後、「文武両道」「師弟同行」「質実剛健」の校是を掲げている。高いレベルの文武両道の実現に、師弟同行で挑戦することにより、質実剛健な気質を醸成し、本校の使命である「文質彬彬たるリーダー」の育成を進めている。生徒は、自ら「我等の心得」を定め、それに基づいて行動するなど、社会に貢献できる逞しいリーダーとなるべく、自主的自律的に行動する校風を作り上げている。

このような校風の下、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的として行われなければならない。

また、社会のリーダーを育成する学校だからこそ、全ての生徒がいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。その際、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることも必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する場合もある。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対しては、指導を加えるなど、適切な対応が必要である。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

いじめの防止等に関する取組を実効的に行いつつ、発見したいじめの問題に対して、適切に対応するため、下記構成員からなる標記委員会を置き、更にいじめ問題に対して機動的に対応できるよう、「小委員会」を置く。

委員会構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、
学校評議員、PTA役員、スクールカウンセラー

小委員会構成員：教頭、生徒指導主事、当該学年団、当該部活動顧問、
養護教諭、生徒課職員

(2) 会議の開催

いじめ防止等に関する取組の評価・点検のための会議は、年1回開催する。また、発見したいじめへの対応に関する会議は、その都度開催する。学校評議員、PTA役員について、他の会議において、いじめ問題を含む生徒指導の取組の評価・点検がある場合には、参集しないことがある。なお、スクールカウンセラーについては、教育相談等の必要性が高いと判断される場合、参集する。

4 いじめの未然防止

(1) 教職員の指導について

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との認識を全教職員で共有し、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人の関わり」や「自らの生き方」の理解につながる「いのちの教育」を推進し、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

また、いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることが多いのを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。同時に、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人一人自分の居場所や仲間との絆を感じ取ることができるような教育活動を推進する。

加えて、発達障がいを含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、被災児童生徒等、特別な配慮を要する生徒について、保護者と連携しながら、それぞれの生徒に対する理解を深め、適切な支援を講ずる。

(2) 生徒が身につけるべき資質・能力

- ① 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
- ② 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
- ③ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。
- ④ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。
- ⑤ 自己有用感、自己肯定感。
- ⑥ 規律を重んじる姿勢。
- ⑦ 主体的に行事に参加する姿勢。

(3) いじめ未然防止の計画・実施

いじめの未然防止に向けて、学校の教育活動全体を俯瞰して計画を立案し、(2) に示した資質・能力を育成する。

① 計画

月	未然防止の活動	資質・能力	学校行事
4月	○新入生クラスづくり活動 ○生徒会歓迎会 ○スマホ研修会 ○応援練習	(2) - ①・②・⑦ (2) - ①・② (2) - ③・④ (2) - ⑤・⑥	入学式・始業式 P T A 理事評議員会・総会
5月	○全校統一 L H R ○生徒総会 ○いじめ防止スローガン決定 ○スポーツテスト	(2) - ②・③・⑦ (2) - ③・⑤・⑦ (2) - ①・⑥ (2) - ⑦	地区高校総体 中間考査
6月	○ 第1回いじめアンケート(生徒・保護者)および二者面談 ○交通講話 ○生徒会研修合宿	(2) - ②・④ (2) - ⑥ (2) - ⑤・⑦	県高校総体 期末考査
7月	○夏季クラスマッチ ○全国大会激励会 ○野球部全校応援	(2) - ①・④・⑦ (2) - ①・⑤ (2) - ①・⑤	終業式 夏期講習 夏期休業
8月	○南高祭	(2) - ①・②・③ ④・⑤・⑥ ⑦	始業式
9月	○生徒会長選挙	(2) - ②・⑤・⑦	地区新人大会 中間考査
10月	○創立記念式典 ○生徒会研修合宿 ○マラソン大会 ○生徒総会	(2) - ⑥・⑦ (2) - ⑤・⑦ (2) - ①・④・⑦ (2) - ③・⑤・⑦	学校説明会 県新人大会
11月	○ 第2回いじめアンケート(生徒・保護者)および二者面談	(2) - ②・④	県新人大会 修学旅行 期末考査
12月	○1・2年合同 L H R	(2) - ②・③・⑦	終業式 冬期講習 年末年始休業
1月	○入試激励会 ○センター出陣式 ○スケート授業	(2) - ①・⑤・⑦ (2) - ①・⑤・⑦ (2) - ④・⑤・⑥	始業式 センター試験
2月	○ いじめ防止対策委員会会議 ○スキー授業	(2) - ②・④ (2) - ④・⑤・⑥	推薦入試 二次試験 学年末考査
3月	○いじめ防止スローガン原案作成 ○冬季クラスマッチ	(2) - ③・⑤・⑦ (2) - ①・④・⑦	卒業式 高校入試 終了式

- ② 上記のような力を総合的に培うために、計画以外には次のような取組を行う。
- ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。（P G活動の工夫・保健体育や家庭科教育における心の教育の充実。）
 - イ ボランティア活動や社会貢献活動等の推進。（部活動単位、生徒会執行部を中心とした活動の充実）
 - ウ 分かりやすい授業づくりの推進および学級や学年、部活動等の人間関係の把握。（学年担任会・教科担当者会・各教科会議等の充実。）

（４）生徒の主体的な取組

- ① いじめの防止を生徒会活動の中核の一つに位置づけ、いじめ防止スローガンの作成を通じて、生徒がいじめの問題について主体的に考える機会を設定する。
- ② 「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをする 것도いじめを助長することにつながる」等、生徒のいじめに対する理解を進めるとともに、生徒同士が互いの行動を注意しあうなど、いじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- ③ 教職員は、全ての生徒が主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

（５）家庭・地域との連携

- ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭と連携し、いじめ防止に係る取組を推進する。
- ② 学校のホームページや、P T A総会、学校だより等を通じて「山形南高校いじめ防止基本方針」について理解を得る。
- ③ 各家庭において、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、子供の自尊感情を高めるとともに命の尊さについて理解が進められ「いのちの教育」が実践されるように働きかける。

5 いじめの早期発見

（１）早期発見のための基本的な考え方

- ① いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。
- ② いじめられている生徒の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って声をかけ、積極的に確認していく。
- ③ 早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり、軽視したりすることは絶対にしない。
- ④ いじめられている生徒は、いじめた生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもあるため、加害生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害生徒の心情に寄り添って傾聴していく。
- ⑤ 遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的「目に見えやすいいじめ」

がある。こういった「目に見えるいじめ」、もしくは「いじめの芽」と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせるとともに、双方からの事情を聴き、繰り返しの行為がないか観察する。

(2) 具体的な取組

日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努め、学級日誌・部活動個人日誌等、教職員と生徒の間で日常やりとりされているものも活用するなどして、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努めるために、以下のような取組を推進する。

① いじめ発見調査アンケートと二者面談の実施（生徒向け）

6月と11月の年2回、県教育委員会の作成した「いじめ発見調査アンケート」を実施し、生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。実施に当たっては、記名を選択でき、なおかつ封筒に入れて回収するなどして、生徒が周りの生徒の様子を気にせずに記入できるようにする。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、二者面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていく。

② いじめに関する保護者アンケートの実施

生徒用のいじめ発見調査アンケートと同時期に、県教育委員会の作成した「いじめに関する保護者アンケート」を実施する。実施に当たっては、生徒と同様に配慮する。アンケートに記載されたことについて、保護者との連絡を密にしながら、内容を確認し、当該生徒が不安なく登校できるよう、必要な措置を講ずる。

③ 相談窓口・通報窓口の周知

いじめられたり、いじめを見かけたりした場合、校内では生徒指導主事、校外では県教育センターの24時間子供SOSダイヤル（023-655-8383）に、相談することができることを、生徒及び保護者に周知する。同時に、いつでも誰でも相談できる体制があることを知らせ、一人で悩まず声に出していくことが大切であることと、相談や通報することで不利益を被ることは絶対はないということを理解させる。

④ いじめ早期発見チェックリストの活用

教職員用チェックリスト等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努めるとともに、家庭用チェックリストを保護者に配布し、家庭と連携して生徒を見守る。

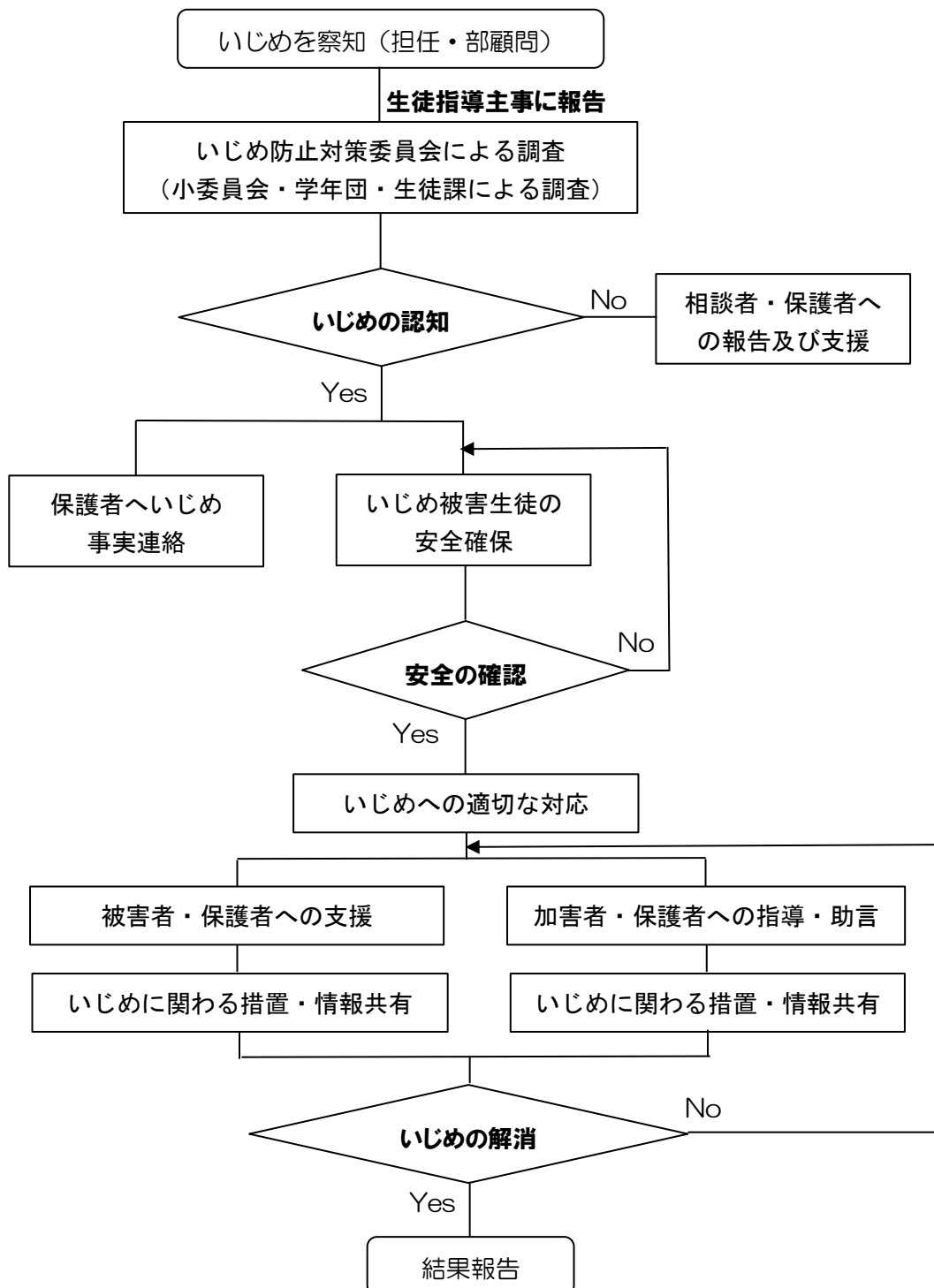
6 いじめへの適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

① いじめの認知が解決への第一歩であるとの認識を持ち、日頃からアンケート調査・個別面談等により積極的認知に努める。また、いじめを察知した場合、躊躇なく「いじめ防止対策委員会」（窓口は生徒指導主事）に報告し、校長のリーダーシップのもと、指導体制・方針、当該いじめに関わる生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、保護者との連携の在り方、今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、事実確認の結果について、県教育委員会に報告するとともに

に、当該いじめに関わる生徒の保護者に連絡する。

- ② 学校は、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、指導体制や指導方針を決定する。なお、いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「いじめられた生徒が悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた生徒の自尊心を損なわないよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(2) いじめと認知した場合の対応

① いじめられた生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、学年及び生徒課職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。

イ いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、第三者等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

② いじめた生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた生徒に対しては、教育的配慮の下、特別指導を行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめた生徒に対しては、学年及び生徒課職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや警察等の関係機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する。さらに、事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめた生徒への対応

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつどこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【時間】

要 注 意

生徒の個人情報や、その取扱いに十分注意すること

③ 集団へのはたらきかけ

いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、観衆のようにはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、状況によっては説諭等の指導を加える。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、いじめ防止対策委員会において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑤ いじめの解消

いじめの解消について、少なくとも次の2つの要件が満たされている状況とする。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

2つの要件

I 「いじめに係る行為が止んで、3ヶ月以上経過していること」

II 「いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

2つの要件が満たされているかについては、いじめられた生徒及び必要に応じてその保護者に対して、面談等により確認する。なお、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめの被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

また、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめられた生徒及びいじめた生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめ

インターネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネット上のいじめには、次のような特徴がある。

①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極め

て深刻なものとなる。

- ②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど生徒が行動に移しやすく、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
- ⑤一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど深刻な影響を及ぼすものである。
- ⑥インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを生徒に理解させ、インターネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

また、書き込んだ文字や掲載した写真等は、インターネット上に残ったり、他の媒体を通して広がったりするため、簡単には消去できない、取り返しがつかない事態となってしまうことを理解させる。

(2) インターネット上のいじめの未然防止

① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

情報モラル教育を行う際には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重するという基本認識のもと、「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報を、第三者にもらさない」ことを中心に取り扱っていく。また、情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やインターネット上のいじめの実態を理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。そのため、生徒向け・教師向け研修会を年間1回開催する。

② 家庭との連携

P T A総会、学年P T A集会や三者面談等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携して「インターネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

各家庭においても、生徒のインターネット利用状況を把握し、「インターネット上のいじめ」やインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるようはたらきかける。また、スマートフォン等について、学習の妨げになるという観点から、使用を制限していくことについても啓発する。

(3) 早期発見への取組

「インターネット上のいじめ」も、現実の人間関係が強く反映されている場合が多い。従って、現実での人間関係をしっかり把握し、いじめられた生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、被害生徒の心に寄り添いながら傾聴し、きめ細かな支援を行う。

(4) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて「ネット被害防止スクールガード事業」業務委託業者の協力を求める。

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに当該所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

◇ 掲示板等への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応 ◇

① インターネット上のいじめの発見、生徒・保護者等からの相談

学校がインターネット上のいじめの事案を把握するのは、生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では生徒が出すいじめの芽を見逃さずインターネット上のいじめに対応していく。

② 書き込み内容や掲載内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

③ 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

④ 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

⑤ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合（削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。）には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送

する。

それでも削除されない場合は、地元警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

◇ 生徒への指導のポイント ― 掲示板等での被害を防ぐ ― ◇

生徒がインターネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、指導を行う。

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条名誉毀損、第231条侮辱など）であり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

ア いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース

- 児童生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより、当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告する。当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに山形警察署に通報する。

③ 重大事態に係る調査を行う主体

重大事態に係る調査について、県教育委員会と連携を密にして、調査主体及び調査方法を判断する。この判断は、県教育委員会による。学校が調査の主体となる場合、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

この調査を実りあるものにするためには、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめられた生徒の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。学校外のことで生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる必要がある。

⑤ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

参考：「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」

(平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。状況を把握できていない段階で、早々にトラブルや不適切な対応の有無を判断したり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめられた生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

いじめられた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめられた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。この場合、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全て

を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて、知事に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

【重大事態への対処の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

9 点検・評価と不断の見直し

(1) 学校評価等を通しての点検・評価

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。
- ② 目標に対する具体的な取組状況や達成状況について、学校評価を活用するとともに、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」は、学校基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCA サイクルで検証を行う。